

《調査と資料》

十組問屋史料 (1)

林 玲子

近世問屋仲間として江戸十組問屋の名を知らぬ者はない。幕藩体制下の商品流通における三都の重要性の上からも、十組問屋をはじめとする江戸商業資本の動向を明らかにすることが必要であるが、大坂の商業史料の調査・紹介のさかんであるのに比し、江戸の商業史料の紹介はきわめて断片的であり、特に十組関係の史料としてまとめられたものもない。ここでは筆者が今まで断片的に引用してきた十組関係史料を全文紹介し、いくらかの解説を付したいと思う。これに続いて今後さらにいくつかの史料を紹介できれば幸いである。

正徳五未三月 公 三番
万記録

於通町内店両組諸色問屋商売之儀、東照権現様御仁政を慕ひ奉り、御入国之砌より御当地罷下り、御代々諸色問屋商売相勤來候。依之從御公儀様商売躰之儀ニ付御尋被為成候趣、諸色相場書差上申候様子、或ハ御訴訟之子細、且又組合定法等之帳面往古より有之候處、元祿之頃類焼之節焼失候ニ付、其後家々の覚書等取集、粗書記有之候。蓋シ御入国之砌は問屋中買小売と申差別もなく、何商人も幽成事之由、其砌當組合之儀ハ京大坂其外諸國之產物、絹布木綿并小万物類等を買廻し、御当地江罷下り、御用等も差上ケ、御屋舗様御当地ハ不及申、在々所々へ賣買いたし候。其頃ハいまた世上穏ならざる時節ゆへ、非常姦曲之者御防之為、諸商売人へ商売御免札被下置候由、其後万治二己亥年にも町御奉行神尾備前守様・村越治左衛門様両御奉行御印鑑居り候御免札被下置、自今所持之衆有之候。然所世上一統御靜謐御繁昌に隨ひ、商売躰も段々手広相成、國々へ店を出し、或ハ仕入問屋を相立、諸国の產物を買集、其外国々より送荷物等引請、御当地奥筋関東國々の売子を扣、繁花の市中に甍をならへ、連綿として業故障なく相務候事、是唯東照権現様慈視眼の源を御惠と難有奉存、御法度之趣大切ニ相守可申旨、一ヶ年ニ兩度宛參会、能々示合可致候。尤当組合諸帳面焼失

江戸十組問屋関係の史料は、『日本財政經濟史料』・『諸問屋再興調』・『東京市史稿』・『維新前東京諸問屋商事慣例』及び東京都内諸区史など、すでに刊行されたものの中に収録された以外に、都政史料館・三井文庫所蔵の文書及び東京大学経済学部所蔵の「白木屋文書」や京都下村家所蔵の大丸屋史料、国会図書館所蔵の「旧幕引継文書」等がある。これらのうち、筆者の見た限りでは、「白木屋文書」中の「万記録」がもっとも初期に属するまとまったものであった。『日本財政經濟史料』第3巻にせられて「十組来由」(34ページ)は、おそらくこの「万記録」によるか、あるいは「万記録」の原本となった史料によったものと思われる。左の「万記録」の序にあたる部分と、「十組来由」とは、ほとんど同文言である箇所が多いのである。

この「万記録」を所持していた白木屋は、寛文2(1662)年に京都の材木店から脱皮して、小間物・呉服店として江戸進出をはかった。白木屋が属した仲間は通町組であったが、同組は近隣の内店組と手を結ぶことが多く、十組が結成される頃には両組が合体して三拾人組ないしは三拾軒組と称するようになった。日本橋を中心とする有力問屋の仲間であり、また、通町組に所属した大坂屋伊兵衛の呼びかけによって十組が結成されたいきさつもあって、通町組・内店組=三拾軒組は、十組の中心的なメンバーであったが、このため三拾軒組の記録である「万記録」は、同時に十組の動向をもあわせ示すものとなったのである。

「万記録」の内容については、拙稿「元祿～享保期における江戸問屋仲間の動態」(『社会経済史学』第28巻第3号)に多く引用したが、ここではその全文を紹介したい。同文書には、明暦3(1657)年から寛延2(1749)年までの記録があるが、今回は宝永期までとする。

この文書の表紙には、正徳5(1715)年とあるが、筆蹟は少なくとも享保中期までは同一と思われ、しかも最初の序文にあたる部分はその内容からいって、享

往古の事ハ知兼候。依之明暦年中以来之儀粗記置候。然は明暦年中諸色相場書被為仰付候儀有之候。其後ハ數度相場書差上ケ申候所、貞享三丙寅年吳服物御用可被為仰付旨、御町年寄衆へ当組合被召寄御申渡有之、元禄十二己卯とし小判壱両六拾目通用之儀奉願上候所御聞済、其以来諸勘定差引通用宜敷由、御評定所におひて御褒美被為成候。同拾五壬午年金銀出入之滞等、御取上ケ無之御触有之候へ共、諸問屋之儀ハ格別ニ被為成、御取上ケ御裁許被成下候。其砌外問屋之衆、壳掛滞金御願被申上候へハ、当組合行事被為召出御尋之上御裁許被為成候由。十組仲間之儀、当両組ニ而取立候由。其後元禄之頃、船手猥ニ相成候所、当組内大坂屋伊兵衛と申仁之丹誠にて再興、運送荷物紛失等無之、諸国荷主中積合工面能相成候。元禄十六辛未年、問屋商売致方御尋被為成候ニ付、両度書付相認、御町年寄衆へ相納申候。此節より三十軒組諸色問屋と書上ケ等相認來候。享保年中ニ新規仕出し物はやり、万物の直段不平ニ付御吟味有之、江戸中諸商売人商売致方書上ケ候様ニ追々御触有之候砌、当組合之儀ハ往古より諸色問屋商売仕候ニ付、奈良屋御役所へ被召寄、御吟味被成方御尋ニ付、参会之上、吟味致方相認差上申候。此外諸商売躰之儀ニ付、新規願ひ、或ハ諸国より運送荷物等之役銀を出させ、御奉公之筋を申立相願候族等有之候へハ、十組諸問屋へ御尋被為成候ニ付、則参会之上、世上之差支ニ相成候義有之候へハ、其趣御返答書差上ケ來候。惣而商人ハ天下に財用を通して国家の調法と成物候。別而諸色問屋之儀ハ、国々の産物を引請賣いたし候へハ、聊も一分之勝手を不存、世上の差支なく、万物を天下に融通して国家の貨と成候様、組合能々申合、万事大切ニ相慎、僕約第一にして家業相務候事肝要也。惣而商売躰之儀ニ付、御公儀様御触或ハ御訴訟、亦ハ御尋之筋有之候節返答書等之儀、末々心得ニ相成候様始終之所、此帳面江町囃ニ相記可申者也。

覚

一從御公儀様被為仰出候趣、堅相守可申事。
一先年御公儀様江書上ケ仕候三拾軒之外、差加ヘ申間敷候。若名題譲・名前改・所替等之儀有之候ハ、仲間江致披露相談之上、町御年寄衆へ相窺、先年差上ケ置候帳面書替相願可申事。
一名題譲請候仁有之候節ハ、仲間弘之上、入銀式枚宛出可申候。
右之通堅相守可申候 以上。

保期以降に書かれたことを示している。おそらく、正徳5年3月に、三拾軒組としての最初の申合せを行なったために、同組の記録という意味で正徳5年3月と表紙に記したのであろう。しかしその内容は、それ以前の古記録を写したものと含み、成立が享保期以降であるとしても、ほぼ正確に明暦期以後の三拾軒組・十組の動向を示す記録として認めうるであろう。△三番と表紙にあることから、白木屋所蔵の文書としても、もっとも初期に属するものと考えられる。

まず、序文についてみると、明暦より前については詳しいことは不明であるといつてよい。ただ、万治2(1659)年の免札とは、『御触書寛保集成』2040、万治2年正月の触にみられるものである。この触は、50歳以上、15歳以下とかたわ者で、今まで江戸市中で振売をしていた者、及び絹絹・木綿などを振売していた者に町奉行所から免札を与え、それ以外の振売を取締ったものである。『正宝事録』第1巻232の「町触留」によると、北之方振売札改覚として都合5,900人があげられており、江戸市中でかなりの人数がこの時点での振売とよばれる行商を行なっていたことがうかがわれるのあって、市中取締りの必要が生じてきていたことを示している。白木屋の記録によると、同店は木綿売1枚、小間物売4枚、振売拾三歳1枚と、計6枚の免札を所蔵していた。万治年間にはまだ白木屋は江戸に進出していないので、おそらく寛文2年以降に入手したのであろう。免札はひのきで作ったもので、縦3寸、横2寸ほどであり、振売に携帯させたらしい。

明暦より前の時点の記録が伝わっていないのは、明暦大火によって失われた故もあるが、仲間としての活動が未熟であったこと、幕府の商業政策も、市中取締りのための免札下付以外に目立ったものがなかったことが、その大きな理由ではなかろうか。

なお、明暦以降に関しては、本文の記述があるので、ここで言及することはさけたい。

序文に続いて、三拾軒組の規定が記されている。この中で、「先年御公儀様江書上ケ仕候三拾軒」とあるのは、後出する宝永4(1707)年の三拾軒組問屋帳に名を連ねたものをさしている。この30軒以外、新規の者を加入を認めないとあることは、仲間の閉鎖性を示すものといえるが、しかしこの段階ではまだ株仲間として独占的な力をもっていたとは言い難く、地縁的な性格をもつ集団として、一定の人数に限定する方が、仲間としてのまとまりをうむと考えられ、それが人数

正徳五年未三月

明暦三酉正月十八日十九日江戸中大火之事
 一明暦三年酉正月十八日，昼五ツ過より北風強く，土ほこりを吹立，江戸中朧夜のことく相成候処，本妙寺と申日蓮宗寺より火出，御弓町・湯島・旅籠町・鎌倉河岸，浅草御門之内町家まで焼広り，通町筋・靈岸島辺一面ニ海はた迄焼ぬけ，夜九ツ過ニ漸々火鎮り申候。然ル処，翌十九日朝五ツ時分より北風烈敷，焼場之灰交り土ほこりを吹揚ケ，二三間先キの事は一切見得不申位ニ有之候処，又々小石川より出火，牛込御門之内江焼入，田安御門之内大名屋敷不残やけ，場広ニ成候得とも，土埃ニ而蹠と相知さる処ニ，竹橋御門之内，紀州様・水戸様両御屋舗一度ニ燃上り，其火御本丸江移り，金唐魚之五重之天守江燃付，夫より御本丸之御殿不残焼失，大手先江焼出，神田橋・常盤橋・すきや橋等之御門櫓不残焼落チ，西ハ八代洲河岸を限ニ焼通り候処ニ，其日之八ツ過頃ニ又候六番町辺より火出，半蔵御門之外，松平越後守様屋敷江火移り，山王之御社・井伊掃部頭様，此外霞ヶ関外桜田御屋敷方不残焼失，虎之御門より愛宕之下，増上寺門前より芝札之辻焼火鎮リ候。江戸中ニ而ハ西御丸・和田倉・馬場先キ外桜田御門内斗焼残り候儀，此節夥敷人死有之候ニ付，弾左衛門・善七ニ被仰付，焼死者共取集させ，本庄一つ目埋，常念佛堂御建立，則回向院これなり。

一明暦三丁酉年正月十八日十九日兩日江戸大火ニ付，諸色高直ニ相成候間，諸商売人より諸色直段付御取被為成候。当組合之儀は諸色問屋商売仕候ニ付，絹布，太物，小万もの其外直段付相認，差上ケ可申旨被為御付候。其後追々相場書差上ケ申候。

一貞享二乙丑年，御町年寄衆へ御呼寄，商売躰之品相認差上候様被仰付，則左之通書上ケ申候。

一縫子，純（緞）子・縫珍類

一加々羽二重類

一紗綾・綿子・縮めん

一関東織絹物類

一京織残留類

一帷子類

一けさ衣類

一晒布類

一真綿・繩わた

の制限となって現われたのではなかろうか。

明暦大火以前の江戸の商業組織に関する史料は現在のところきわめて少ない。「万記録」も明暦大火の記事を本文の最初にあげ、ここから筆を起している。それ以前については、わずかに幕府の触などによって推測しうるのみである。江戸町触の集成である『正宝事録』に、仲間にに関するものがはじめてみられるのは、慶安元（1648）年である。すなわち、

一町中諸商人手代之者ニ隙をくれ候ハヽ，仲ケ間之商人中江手代之者ニ隙を出し候間，出入之儀も有之候哉と相断可申候，自然仲ケ間之者ヘ断不申候而手代之者ニ隙をとらせ，其後言分仕出し申出候ハヽ，主人可為越度候間，此旨能々相心得可申者也。

と、商人が手代を解雇する時、仲間に通知することを命じている。さらに、どのような商人達が仲間を結び、申合せを行なっていたかを示すものに、明暦3（1657）年9月の触がある。これによると、諸種の商人が仲間を結成しており、仲間加入の際に礼金をとったり馳走をさせたりしたこと、占売をしたり、町内の空店に入る者について家主に干渉したりしたこと、あるいは船商人が問屋を通さぬ売買をすると、それ以後の取引を行なわないなどの申合せを行なうことがあつたらしい。幕府が仲間それ自体をこの時点で禁じていたか否かについては論争があるのであるが、「万記録」によると、大火後の物価統制策として明暦3年には諸商売人から諸色値段を書上げさせており、この記述は絹布・太物・小間物などの値段書上げを、仲間から行なったと解釈できるように思われる。幕府は、仲間が物価騰貴を引起すような行為をなすことを禁じたのであって、仲間そのものはむしろ、値段書上げなどを通じて、物価統制に利用しようとしたのではあるまいか。

この貞享2（1685）年の書上げがなされたころ、すでに三拾軒組が成立していたかどうかは不明であるので、これは通町組の商売体書上げかもしない。これによれば、組合参加の商人が扱っていた商品は織物・綿・小間物等であり、上州・郡内等から織出される関東織絹物類を除けば、当時主として上方で生産されたものが多い。この他、糸物類・木綿類の値段書上げも命ぜられており、各種の商品を扱う商人の仲間であったことを示している。

これより前、寛文12（1672）年に、幕府は諸物価の書上げを定期的に指定した町から提出させることを定

一木綿類

一小万物類品々

右之通相認差上ヶ候。尤此外ニモ商売品余多有之候へ共、荒増之品書付差上候間、其段断書ニ申上候。尤其砌糸物類・木綿類相場書も差上ヶ申候様ニ被仰付、則相認持参仕候。

一貞享三丙寅年、御町年寄衆へ当組合行事御呼出し、呉服物御用差上ヶ候様被仰渡候ニ付、難有仕合奉存候、組合之者共へ為申聞、御返答可申上段申上罷帰、早速参会相談致候所、御大切之御用無調法有之候而ハいかゞと奉恐候ニ付、依之翌日御断奉申上候。今般御用之品差上候様被仰付、難有仕合奉存候へ共、私共儀御当地并在辺商人向斗仕候へハ、御用之儀不奉望候旨、御書付を以御返答御断申上候。

一諸色相場書、貞享五辰四月廿五日迄上ヶ候。其後御尋も無之候ニ付上ヶ不申候。

一大坂廻船諸商売荷物運送積合之儀、当組合ハ諸色問屋別而仲間人数も多候ニ付、往古積合等之仲間当組合より発起取建、無故障運送致來候。然所貞享二乙丑年、小松屋仲右衛門船遙々の海上無事ニ乗下り候所、船頭私欲之為斧を以態と船底を打破り、積合之荷物盜取売払候而、相州沖にて難風に遭破船いたし候由ニ利倉屋三郎兵衛方へ申越候へ共、取ゞ吟味致候事もなく、其分差置有之ニ付、夫より船手弥猿ニ相成、元禄五壬申年迄諸廻船荷打・破船・水船有之候節、船頭水主共、浦々湊々の者共をかたらひ、無事荷物迄盗取、剩無難之船も荷打いたし候杯と偽横道成方度々有之、積合之荷主數度損金ニ逼り及難義候。尤難船支配之義ハ、往古より十組諸問屋組合にて世話いたし来候へ共、年移候ニ隨ひ、世話人も替り候故、舟方不鍛錬ニ付、勘定合も自から船問屋のはからひと相成、難船残荷物振分散勘定等も、江戸大坂共ニ船問屋手代共立合ニ而相仕廻、其割賦金荷主方へ相渡不申候。船手如是猿ニ相成、不埒成致方ニ有之候。然所當組合通町仲間之内、大坂屋伊兵衛と申仁、近年かやうに成行候を其價ニ打捨置候ハヽ、自然と海上運送諸荷物之往来不自由ニ相成、世上一統之難義とならん事を推シ量り、元禄七甲戌年橋町惣助と申茶屋ニおるて十組参会相催し、船手再興相続相極り候。依之川岸仲間綿店両組を島極印と定、表仲間を表極印とし、塗物仲間を櫃極印と極メ、

めた（『正宝事錄』第1卷503）が、通町は指定から外れており、呉服類は本町1丁目、2丁目から、真綿・絹・紬は大伝馬町・本町3丁目からとなっている。これらの指定された町に比して、諸種の雑多な商品を扱う商人が通町にはいたのであり、このため、通町組は諸色問屋仲間と称していたのである。

ここで組合といっているのも、通町組ではなかろうか。この記事によると、仲間に對して呉服物御用を命じているが、これは必ずしもそれまでの呉服師と同じ格式を与える意味ではなかろう。それまでの呉服師は、後藤・茶屋など、古来からの由緒のある6軒を含む7軒から成っていた。おそらく、この7軒で補えぬ面を、諸色問屋仲間全体に請負わせようとしたのであろう。これに対し仲間では、御当地并在辺商人向ばかりを相手にしている商売であるからと断わっている点が注目される。翌貞享4年に三井越後屋が呉服御用達を命ぜられたのは、この辞退と関連があるのかもしれない。

十組結成の當時を示す史料として有名なのは、通町組所属の大坂屋伊兵衛による覚書である。この史料は、『日本橋区史』上巻・『日本財政經濟史料』第3巻・『東京市史稿』産業篇第8にいくらかの異同を示しながら収録されている。この中で、もっとも詳しいのが『日本橋区史』所収のもので、これによると、元禄初期までは難船があった際、船頭や水主が不正を働いたり、難船でもないのに偽わったりすることが多く、荷主が難儀していたが、元禄7（1694）年に大坂屋伊兵衛の提唱で、米・塗物・疊表・酒・紙・綿・薬種・通町組小間物諸色の諸問屋が集会を催し、その後内店組・釘問屋も加わって十組を結成した。この目的は、大坂と江戸を結ぶ廻船組織が從来廻船問屋に握られていたのを、荷主の連合体である十組の支配とすることであり、特に難船・破船・水荷等の際の残り荷物の分配や、損害の相互負担をめぐっての処置を十組で行なうことであった。このためには、十組以外の荷主の荷物を含む雑多な商品を、いざという場合には引き受けねばならず、それには十組のような諸種の問屋仲間が連合すること、しかもその中に通町組・内店組のように諸色を取扱く問屋が加わっていることが必要不可欠であった。通町組所属の大坂屋伊兵衛が結成の提唱者となった理由もそこにあろう。なお、白木屋の記録によると、万延2（1861）年5月13日に、諸色小間物問屋が、浅草にある大坂屋伊兵衛の墓所に惣參詣を行な

右四組にて三極印と定、右極印を以船足の分量を相極メ、渡海上下ことに船具船足等、掛り々々之極印元より委細相改候様ニ定、難船振分散勘定之節、十組仲間行事立合、組々之荷物引分ケ、少々之濡損等ハ一組々々之帳面ニ引相立候筈相定、十組之外諸国通リ荷物ハ、幸通町内店両組ハ諸色品々之間屋ニ候ヘハ、両組にて引請世話いたし候様ニとの事候へ共、諸国入込之荷物候得は、若不都合成義有之候而ハいかゞ無覚束旨申候所、十仲間衆中被申候ハ、万一も左様成義有之候とも、惣組合中引受可申旨請合有之候ニ付、通り荷物取捌キ、内店通町両組にて世話いたし候。且又難船等有之候節、是迄ハ今切より西ハ大坂船問屋、今切より御当地迄ハ江戸船問屋にて相改支配いたし候へ共、向後は江戸ハ十組、大坂表ハ十組積問屋ニ而支配いたし、破船水船等有之候とも、残荷物船舶迄御当地へ積下し江戸支配ニ相極、十組立合勘定いたし、猥ニ無之様急度相守、勘定帳面ニ時々行事印形致、船問屋ニ取捌かせ不申候様ニ十組一統相談相極申候。其頃十組衆中参会之砌申談候ハ、かやう諸事格式能相改候ヘハ、諸問屋ハ不及申、世上一統荷主中の為ニハ勝手宜候へ共、仮初ならぬ義候ヘハ成就之程難斗、殊江戸大坂船問屋之為ニハ不宜之筋ニ相見得候間、若船持中船頭一統ニ申合、十組の荷物積不申候時ハ、商売物手支ニ相成可申之察当有之候所、伊兵衛殿被申候ハ、成程御尤ニ候、兼而ケ様之義も存寄候ゆヘ工面いたし置候。万一荷積差支之所無心元存、呉服町鴻池三家之衆中へ内談いたし、大坂鴻池一家中へ相談申候所、左様之儀ニも罷成候ハヽ、鴻池中手船を先ツ百艘余出し可申候。其上手支候ハヽ、新造百五拾艘造り足、少しも手支させ申間敷段階請合被申候。誓約之ため、大坂鴻池中より手代衆一人態々下り被申、堅ク相極置申候旨披露有之候ニ付、十組一統安堵、弥丈夫示合相堅り申候。右之様子ニ候故、大坂船問屋船頭共十組隨身無故障成就、船手繁栄之基、誠大坂屋伊兵衛殿丹誠による者也。委細十組定帳有之候へ共、船手再興意趣粗記置候。

一元禄八乙亥年、金銀御吹替有之、慶長金銀元ノ字金銀取交取遣り有之、銀相場次第ニ高直相成、上方下り物諸代口物高直ニ付、其上諸差引等差支難義いたし候ニ付、元禄十二卯年、御町奉行保田越前守様・松前伊豆守様へ諸国一統六拾匁通用之御定法御触被成下候様相願申候へ共、重き御事ゆヘ御聞済も無御

っており、大坂屋伊兵衛が諸色問屋の出であったことが、幕末に至るまで意識されていたことを示している。

さて、上記の三史料と、ここに記載された十組に関する記録との間には、いくらかの相違点がある。もっとも大きな違いは、三史料の方はいずれも十組が元禄期はじめ結成されたように述べているが、ここでは、「難船支配之義ハ、往古より十組諸問屋組合にて世話いたし來候」と、この元禄の結集を十組再興としている点である。『日本財政經濟史料』第3卷所収の「東京諸問屋沿革志」によれば、十組問屋は寛文・貞享年間に結成されたとしているが、出典も明らかでないし、記事の内容からいってもかなり後期に書かれたと思われる所以、これによって元禄以前に十組が成立していたという証拠とはなしえない。ここに十組再興としているのを、十組をさらに由緒あるものとするために、故意に後で挿入したとみることもできるが、むしろ元禄以前にも、難船等の際に荷物をめぐって廻船問屋と交渉するための仲間連合が、何らかの形であったと考える方が妥当ではあるまいか。個々の問屋仲間も、廻船への積合仲間として形成されてきた面が大きいと思われるが、実際の船積みや難船等の処置の際に、一つの仲間をこえて積合となつた諸問屋同士の連絡が必要となろう。これは仕入問屋として、自己資本で荷物を動かす諸問屋にとって、重要な問題であったはずである。通町組と内店組が、三拾軒組として同一行動をとるようになるのも、似たような性格の商品を扱う仲間同士として、運輸をめぐって関係が深かったことがその理由の一つではなかろうか。これは、大坂屋伊兵衛覚書で、内店組が少人数であるからと十組参加をしぶり、伊兵衛の強い勧めで加わった後も、破船等の際の振分散（残存した船荷を、荷物と船舶の総価額に按分して、荷主と船主とに配分すること）に出合わなくとも、通町組で代って捌いたことが述べられていることからも推測されるのである。この外にも、関係の深い仲間同士がゆるい連合体を形成していた場合があったであろう。そういう動きを背景にして、ここに十組再興といった記事が現われたのではなかろうか。

勘定奉行荻原重秀は、銀座の座人と結んで貨幣改鑄をはかり、元禄8（1692）年からいわゆる元禄の悪銭が始まった。しかし、品位の低い新金銀は、増歩をつけたにも拘らず忌避されて、引替えは遅々として進まず、特に慶長銀の退蔵が多いために銀相場が激しく高騰した。

座候へ共、十組諸問屋ハ不及申、世上一統之難義相見ヘ申候間、十組申合段々相願申候所、翌辰年霜月八日より小判六拾匁通用仕候様御触有之候。則御礼三御奉行所へ上り申候。但し此時関東其外国々小判壱両六拾匁遣ひ始也。

一從御公儀様今度被仰出候通、売買諸差引小判壱両六拾匁ニ取遣可仕事。

一上方買物送り物等之代銀、御定之通金壱両六拾匁ニ仕為差登可申候。自今以後私之相場堅仕間敷候、以上。

十組大行事

元禄十三年辰十二月十三日

通町御行事	塗物店御行事
内店御行事	川岸御行事
紙店御行事	釘店御行事
表店御行事	綿店御行事
酒店御行事	薬種店御行事

乍恐口上書を以奉願上候

一御当地十組諸問屋共奉申上候。去冬より段々御願申上候所、当十一月八日より小判六拾匁、銭四貫文取遣り仕り候様被為仰付、万民潤ひ難有奉存候。

一御当地御触之以後、諸色商売物代銀取遣り、小判六拾匁・銭四貫文ニ請払仕候所、御触前ニ金壱両四拾七八匁、銭三貫七百文前後仕候節ニも、銀銭共ニ両替屋共沢山ニ売買仕候処、御払銀御出し被為成候上ハ弥以銀錢共沢山ニ取遣り可仕筈ニ御座候所、頃日ハ以外銀錢共調不申、万民迷惑仕候。

一京大坂ニ而両替屋共切引と名付、金壱両ニ付式匁余引ヲ立、五拾六匁位ニ相場相当り候様仕候。夫ニ付諸色買物代御定之通、小判壱両六拾匁ニ受取不申迷惑仕候。其上諸職人互ニ申合候歟、一円受取不申候様ニ申越候。

一京大坂共ニ私之相場相立候ニ付、銀之間金壱両ニ付四五匁余も違御座候ニ付、御当地六拾匁之通用之積ニ合不申、商売物高直ニ罷成迷惑奉存候事。

一乍恐御触之無之國々ニ而銀子高直ニ商売仕候由、風聞仕候事。

一御触以後、京大坂之儀、御当地とハ相場不同御座候ニ付、諸商人銀為替不自由ニ御座候而難義仕候。何卒京大坂共御当地同前ニ金銀通用仕候様奉願上候。右之通被為聞召分、京大坂共御当地同様、受払仕候様被為仰付被下候ハ、難有奉存候、以上。

御当地諸色問屋共

銀遣いである上方から商品を仕入れ、金遣いの江戸で売捌く江戸問屋は、販売の結果、金・銭を得るが、仕入のためには銀を必要とした。そのため、金・銭と銀の両替は絶対的に必要であったが、銀相場の高騰は必然的に金遣い圈である江戸及び関東・東北では物価騰貴を引起す。このため、十組問屋は金銀相場の安定を望み、幕府に法定相場をたてることを願い出たのである。すでに早く、慶長期に金1両に銀50匁、京銭4貫目の法定相場がたてられたことがあったが、その後実際には相場変動に従って比価が定まったのを、再び法定相場をたてることによって銀高値を防ごうとはかったのであった。江戸における物価高騰は、武士階級にとっても不利であることから、幕府は元禄13(1700)年11月に、金1両に銀60匁、銭4貫文の法定相場を触れ、両替屋に対しても、翌年12月までは、利潤を見込んでも金1両に銀58匁、銭3貫900文より高値にすることを禁じた。(『御触書寛保集成』1766)

白木屋の書簡によると、上の触が出たために、銀不足は一層激しくなり、両替商側は十組に対し、両替拒否の態度を示したらしい。江戸店から京本店にあてた、この期のものと推定される書簡の一部を紹介しよう。

一当益前ノきわかしの儀、海保(白木屋取引の両替屋)に不限、両替町・駿河町・かし横町ともニ何方へも取替不仕候様ニ承及申候。然ともしかとハ知れ不申候。取替もらい之儀ハ我人互ニ密申事ニ候故、具ニハ難知候。乍去、此方仲間之内ニ而海保市兵衛殿ニ而両替取組居被申候衆ハ、井筒ヤ喜右衛門殿、大和ヤ与七郎殿、此両家ニ而御座候。此両家も例年取替被致候得とも、当益前ニ限取替難致由、断被申候儀承候。就夫此儀承合候所ニ、金通用被為仰付候以後、両替商売ひしとしメ居被申候故、第一銀訴訟ニ罷出候拾仲間之仕態之様ニ存入、拾仲間の儀自今事之外にくミ居申候由、人々風聞仕候。両替ヤの分は金通用の儀破りにて、前々之通、時の相場ニ仕度由承申候。左様の儀故、惣而江戸中江両替より極かし言合シメ候様ニ承候。とかく訴訟人ともめいわく致候様ニ成候ハ、始終金通用破可申存入ニ而、両替中示合、取替の儀ひしと不仕候様ニ承候。尤御店など江ハ内所ニ而致度様ニも被存候も知れ不申候へとも、仲間言合之儀、若知れ候てハいかゞと存、段々断も申かとも奉存候。

一……か様ニ銀子払底ニ而両替商売無之上ハ、両替ニ而も大店の分ハ仕舞店ニ而暮可申と申候衆も有之候

元禄十三年辰十二月十七日
御奉行様

商売躰御尋ニ付口上書を以申上候
一権現様御代より私共儀諸色問屋商売仕候ニ付、京大坂ハ不及申上、諸国より之産物、絹布木綿類・くり綿・小万物其外諸色直売、又り送り荷物等引請、御当地・奥筋・関東辺所々之中買商人共へ百両ニ付三両程ツ、之歩合を取、売渡申候。
一上方より送下申候船荷物之儀は、伊豆下田御関所罷通候節ハ、御当地ニ三軒、大坂ニ六軒、船問屋印鑑ニ而罷通り申候。私共印鑑ハ入不申候。
一御公儀様へ毎年諸色相場書、貞享五辰年四月迄差上ヶ來候へ共、其後御尋も無御座候間、書上ヶ不仕候。右之通御座候、以上。

内店行事 八兵衛
惣三郎

元禄十六年未六月晦日
御町年寄衆三人認遣ス

一元禄十五壬午年穢已之年前壳懸金御取上ヶ無之候間、相対ニ而受取申候様ニ御触有之候所、惣而問屋分之者共壳掛金ハ、年月ニ御構なく御取上ヶ被為成候趣、未春御触有之候。然所当組合之儀ハ、東照権現様御代より之諸色問屋相勤来候ニ付、北村殿被召寄、別段ニ被仰聞候。依之外組問屋衆壳掛滞金御訴訟申上候砌ハ、當組合之者共へ御尋被為成候ニ付、書付を以御返答申上候。其上御裁許被為仰付候事。

口上書を以申上候

一通油町清兵衛店弥兵衛儀、諸色問屋ニ候哉と御尋被遊候。成ほと弥兵衛儀、十組之内通町東組ニ而、古来より問屋ニ紛無御座候。為其仍如件。

内店行事

元禄十六年未九月十二日
御町年寄中

又々商売躰御尋ニ付口上書を以申上候
一十組之内、内店組通町組、三拾人組諸色問屋共申上候。私共儀七十五六年以前より問屋商売仕来候。尤問屋仕廻申候者共有之候節、問屋仕度旨望申者御座候ヘハ、私共立合詮儀仕、有來候問屋名題株相譲らせ、其段町御年寄様へ御願申、私共組合へ仲間入為致申候。

由、夫故極かしなとも不仕候哉知不申候。
(百式番 七月廿八日書簡、京都大村家所蔵)

この商売体に関する口上書により、元禄期の内店組参加の諸色問屋の仕入・販売のあり方がわかる。貞享3年に呉服物御用を断わった際には、「御当地并在辺商人向」と、江戸及びその周辺が主たる販路であったようだが、元禄未年となると、「御当地・奥筋・関東辺所々」と、奥州もその販路に入ったことを明らかにしている。しかも、仕入は京都・大坂及び諸国から行なうのであるが、直売又は送り荷物引受けという形で、それ以前の問屋が生産地荷主から依頼された送り荷物を、注文主に手数料をとって送付するという仲介的な送り荷物引受けという方法にのみよっていたのとは異なり、自己資本で買い取りを行なう直買をはじめ、さらに仲買に売渡すという仕入・販売方法をとっていたことを示している。これは大伝馬町木綿問屋で、旧来の荷受問屋以外に、70軒の仕入問屋が貞享期に問屋と称するようになった動きと一致していよう。

元禄15(1702)年閏8月、幕府は金銀出入の繁雜さから、相対済し令を発した。これは、公儀引負金銀・押借金銀・為替金銀・当座雇日用賃・職人日手間賃・家賃金銀・田畠賃金銀を除いて、昨年までの金銀出入は相対で解決させることとし、訴訟をうけつけないといでのある。すでに早く、寛文元(1661)年にも、江戸町内の諸商人の売掛けに関する訴訟は受けつけないこと、さらに内容は不明であるが、貞享2(1685)年にも元禄15年と同じような触が出されたらしい。ただし、寛文元年の場合も問屋の売掛けは「各別之事」とされており、幕府も遠隔地商業を行なう問屋の機能を認め、特例としたのであろう。

このため、問屋であるか否かによって訴訟が取上げられるか否かが決められることになり、問屋であるとの証明を仲間が行なうことが必要となり、左のような口上書が提出されたのではないか。

元禄16(1703)年6月には、内店組単独の商売体書上げがなされているが、同年9月には通町組・内店組両組が一体となり、三拾人組諸色問屋として改めて口上書が出されている。三拾人組=三拾軒組として書かれたのはこれが最初である。まず、この口上書によると、75、6年以前から問屋商売をしてきた旨が述べられている。元禄16年から76年前というと、寛永4(16

一私共先年より問屋仕来り候義ハ、京大坂堺奈良此外諸国より荷物引請、中買売子方へ相渡シ申候。尤手前徳用之義ハ、金子百両ニ付金三両程ツ、歩錢之取売渡シ申候。中買と申候ハ、御当地奥筋在々所々有之候商人共、私共方より諸色買請、少々之徳用を以世利売之者共へ売渡し候を中買と申候。尤私共方よりも、右中買へも売渡し、又世利売仕候者へも売渡遣申候。

一四年以前辰十一月、小判六拾匁通用御触無之前、銀相場事之外狂ひ申候ニ付、上方荷主共ハ不及申、私共取欠多御座候ニ付、両組之者共行司元より時々相場、仲ケ間内不同無之様申合候。右申上候通、商売致方之様子如此御座候。委細之儀去ル六月晦日書付を以申上候通御座候、以上。

内店組 久三郎	通町組 四郎兵衛
太郎右衛門	南組 久次郎
八郎右衛門	庄左衛門
仁兵衛	重兵衛
孫左衛門	庄兵衛
喜左衛門	九兵衛
八兵衛	与七郎
彦左衛門	三郎兵衛
四郎兵衛	彦太郎

元禄十六年末九月十三日

樽屋藤左衛門殿

同断	
東組	喜兵衛
	三郎兵衛
	勘兵衛
	仁兵衛
	甚右衛門
	弥兵衛

乍恐書付を以申上候

一御当地諸問屋共申上候。私共儀、先達而御尋之上書付を以申上候通、古来より諸色問屋ニ紛無御座候ニ付、年月ニ無御構壳懸金御取上ヶ被成下難有奉存候。然所私共組合之内、小林久三郎方より南鎌屋町甚右衛門・宇田川町源右衛門・同町長八・山下町五郎兵衛・通四丁目彦兵衛、右五人者共方へ木綿・絹布・小万物売掛代金相済不申候ニ付、十一月廿一日、林

27) 年であるが、丁度この年に、三井越後屋の祖である三井高利の長兄俊次が、江戸本町4丁目に小間物店を開店しており、また、木綿問屋が集住した大伝馬町の初期からの問屋である赤塚・富屋・久保寺・升屋の4軒が開店したのもこの頃であった。おそらく、上方や三河商人の江戸進出第一波が、この寛永初年頃江戸を襲ったのであろう。三拾軒組のなかで、寛永期に店を出した者は今のところ確認されないが、釘抜三井の例のように、京都に仕入店をもつ小間物・呉服店が日本橋近辺に出されたようになったもっとも初期の時点が寛永初年と意識されていたために、このような記述が行なわれたのではなかろうか。

この口上書には、問屋一仲買一せり売、あるいは問屋一せり売といった流通の径路が示され、この期には江戸や奥州にすでに仲買が成立していたことがわかる。しかし、ここにも述べているように、仲買を通さず、直接せり売（町内を売歩く売子）に売渡したり、あるいは店員が直接せり売に出かけることもあったらしく、白木屋の元禄13年の書簡には、「此方徳意衆、芝向町西下谷浅草西の売子衆大分の義ニ御座候」とあり、また元禄2（1689）年頃の書簡には、「当春より与右衛門を内ニ置申代リニ長右衛門を出し申候。長右衛門代リニハ茂兵衛をきせるせりに十二日より出し申候。五兵衛ハ当春も現銀売ニ毎日出し申候」とある。前述の万治の振売鑑札を、問屋である白木屋が所持しているのも、まだ問屋・仲買・小売の別が明らかでない頃があったことを示しているといえよう。しかし、元禄も末年になると、十組参加の商人は、問屋として自他共に認める存在となりつつあったのである。

なお、この口上書の連名によって、元禄期の三拾軒組の構成がわかる。すなわち、通町組南組14軒、同東組6軒、内店組9軒、計29軒から成っており、内店組は前述の大坂屋伊兵衛覚書にあるように、通町組に比べて少人数の組であったらしい。通町組は地域によって二つの組に分れていた。

荷受問屋と異なり、仕入問屋にとっては、掛けの集まり工合如何は大きな問題であった。幕府も、問屋の機能を認めざるをえず、掛滯りの訴訟取上げの措置をとったが、この特権は越後屋などの呉服屋には認められなかったと思われる。左の小林久三郎の場合も、相手方は、呉服物は掛けで買っているが、小間物は買っていないと主張し、三拾軒組の方では、単なる小間物のみを扱う問屋ではなく、古来から木綿・絹布・小間

土佐守様へ御訴訟申上、十二月五日之御差紙頂戴仕、御前へ双方罷出候所、相手源右衛門・甚右衛門申上候ハ、久三郎方より呉服物買掛り、小万物類ハ一切買不申候由申上候ニ付、御詮義之上、十五日双方罷出候所、又候相手兩人右之通申上候ニ付、來正月廿三日ニ可罷出旨被為仰付候。私共義ハ古来より木綿・絹布・小万物諸色問屋仕来り候。依之御公儀様より木綿・呉服・小万物直段付被為仰付候間、貞享五年迄年々相場書差上ヶ申候。則此度其節之相場付懸御眼申候。右之通被為聞召分宜被仰付候様奉願候。

行事 八郎右衛門

仁兵衛

宝永元甲申歳十二月十七日

御町御年寄中様

一宝永二乙酉年十一月、切金通用之儀、丹羽遠江守様へ度々御訴訟出申候事。委細ハ十組公用帳記有之候。

一宝永三丙戌年四月、銀高直ニ付上方諸代口物高直ニ付、世上一統難義仕候間、數度願出申候處、丹羽遠江守様被為御意候ハ、銀子時々の相場ニいたし候而も諸人之構ニも不成哉と御尋被為成候ニ付、相対相場ニ罷成候而ハ諸色高直ニ付候故、諸人之難義ニ相成候旨、口上書を以遠江守様へ差上ヶ申候。尤十組行司判形いたし差上申候。委細ハ十組公用帳記有之候。

一宝永四丁亥年四月、御当地諸色商売問屋名前書出し候様ニ被仰付、内店組通町組両組合三拾軒問屋帳出し申候左之通。

日比谷三丁目家持	河内屋久次郎
南伝馬町三丁目太左衛門店	錦屋四郎兵衛
通四丁目家持	壺屋庄左衛門
同三丁目利兵衛店	河内屋十兵衛
同二丁目次郎兵衛店	木屋庄兵衛
同町勘兵衛店	木屋九兵衛
同町半兵衛店	大和屋与七郎
同壱町目与兵衛店	鍵屋三郎兵衛
同町家持	白木屋彦太郎
同町作右衛門店	森田弥兵衛
室町二町目家持	井ツノ屋喜右衛門
同三町目勘右衛門店	小山屋長右衛門
本町三丁目家持	岸部屋藤右衛門
本石町三町目重兵衛店	紅屋五郎兵衛

物諸色問屋である旨を主張していることからも、呉服物を主として扱っている店は、問屋としてではなく、小売業者である呉服屋として幕府側が取扱っていたことが推測される。これは、当時の呉服業者が、卸売よりは、見世物商い（あらかじめ得意先を廻って、その注文の有無を聞き、あとで好みの品物を持参する）・屋敷売（商品を得意先に持参して売る）・店前売（たなさきうり一店先での小売）などの、江戸市中での小売を主として行なっていたことによる。他店に先がけて諸国商人売という卸売を始めた越後屋でも、天和3（1683）年上半期の売上げでは、総計670貫中店前売486貫、屋敷売113貫であって、卸売の比重は極めて低かったと思われる。なお、呉服問屋という呼び方は、元禄・享保期にはみられなかったようである。

宝永2（1705）年10月、幕府は切れのある小判に対して両替屋が歩銀を取ることを禁じ、他の小判と同様通用させることを命じている。おそらく、十組からも同趣旨の訴えがこの頃なされたのであろう。また、宝永2、3年は銀相場の高騰が著しく、幕府は再び金1両に対し銀58匁より高値に取引することを禁じているが、古銀を退蔵する者が多くて引替えがはからず、銀払底の状態を、一片の法令では如何ともし難いことを悟り、相対相場の是非を十組に問うたのであろう。これに対し、十組側ではあくまでも法定相場を守ることを望んでいる。

この宝永4（1707）年の三拾軒組問屋帳と、前出の元禄16年の口上書とを合わせると、通町組両組及び内店組の三組に加入している問屋の店名・所在地が明らかとなる。すなわち、河内屋久次郎から紅屋五郎兵衛までの14軒が通町組南組、大黒屋三郎兵衛から鍵屋弥兵衛までの6軒が通町組東組、残り10軒が内店組所属であろう。軒数は宝永期には1軒ふえて、総計30軒となっているが、構成メンバーの移動はほとんどない。

この30軒の所在地をみると、通町組南組は数町にまたがり、通1丁目から4丁目にもっとも多く8軒、その他は室町・本町・本石町・南伝馬町と散在している。これに対し、通町組東組は通油町4軒、本石町2軒、内店組は本町4丁目のみである。いずれにせよ、日本橋近辺にほとんどが集中しており、地域的なつながりが強いことは否めない。

この30軒のなかで、文化期まで問屋として残ったものは、木屋九兵衛・白木屋彦太郎・岸部屋藤右衛門・

同四丁目三右衛門店	大黒屋三郎兵衛
本石町四丁目家持	伊勢屋庄兵衛
通油町半兵衛店	中屋勘兵衛
同町半太夫店	大坂屋仁兵衛
同町喜兵衛店	鍵屋甚左衛門
同町源兵衛店	鍵屋弥兵衛
本町四丁目喜右衛門店	小林屋久三郎
同町家持	帯屋仁兵衛
同丁仁兵衛店	柏屋孫左衛門
同丁喜左衛門店	大黒屋彦左衛門
同町庄左衛門店	橋屋四郎兵衛
同町家持	越前屋八兵衛
同町四郎兵衛店	いせ屋勘三郎
同町家持	土屋太郎右衛門
同町太郎右衛門店	松屋八郎右衛門
同町仁兵衛店	川崎屋喜左衛門
右之通諸色商売之品四冊ニ相認、上書諸色問屋三拾人組といたし、亥四月四日ニ御奉行所へ差上ヶ申候。	

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

一御当地十組諸色問屋共申上候。元ノ字新金之義、御当地ハ通用仕候へ共、京大坂通用難成、為替等不自由ニ御座候而迷惑仕候。諸国一統ニ通用仕候様御触被為成下候様奉願上候、以上。

御当地十組諸色問屋

宝永七年庚寅十月十五日

御奉行様

右丹羽遠江守様御番所へ願申候。尤其後追々相願申候。委ハ十組公用帳有之候。

大黒屋三郎兵衛・中屋勘兵衛・柏屋孫左衛門の6軒であり、岸部屋を除いて幕末まで残った。

30軒のなかで、この期に京都に本店ないし仕入店をもっていることがわかっているのは、大和屋与七郎・白木屋彦太郎・井筒屋喜右衛門・岸部屋藤右衛門・大黒屋三郎兵衛・柏屋孫左衛門の6軒である。これらの問屋は、京都における江戸表諸色買次商人の仲間に加入しており、京都と江戸の問屋仲間は常に連絡をとっていた（京都十仲間行事「覚帳」文部省史料館所蔵）。問屋として大をなすには、上方に仕入の本拠をもつことが重要な条件であったといえよう。

もっとも、この期の三拾軒組の、京都における仕入は、西陣織を中心とする織物類よりは、むしろ京都産のきせる・かるた・扇子等の小間物類にかなり比重がかかっていたらしいことが、前述の「覚帳」の内容から推測されうる。木綿問屋として有名になった柏屋の場合でも、享保以前はきせるや扇子が仕入商品の大きな部分を占めていたのである。

通例元字金銀とは、元禄8(1694)年9月から鋳造されたものをさすが、この訴えが出された宝永7(1710)年4月には、乾字小判、一分判が鋳造されるようになったので、ここにいう元ノ字新金とは、乾字判のことであろう。宝永・正徳期の金銀の品位は元禄期よりさらに低下し、例えば小判で元字金は定量4匁750、内金1,000分の573.7、銀426.3の規定であったが、乾字金は定量2匁500、内金1,000分の842.9、銀157.1であり、金の含有率はあがったが、定量が半分近くとなつたため、かなりの品位低下といってよい。

(未完)